

## 白山市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、また、職員全員が働きやすい環境を作ることによってその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

### 2 内容

目標1：定時に終業して帰宅することで家庭の時間を増やし、作業効率の改善と時間外勤務の削減のために「ノー残業デー」を設ける。

(対策)

令和4年4月～ 毎週水曜日の「ノー残業デー」を継続実施し、時間外勤務の軽減を図る。

目標2：年次有給休暇の取得率を一人あたり平均年間50%以上とする。

(対策)

令和4年4月～ 職員の年次有給休暇の取得状況を把握する。  
年次有給休暇付与日数が10日以上の職員は年5日以上取得。  
付与日数10日未満の職員についても取得を促進する。

目標3：看護休暇及び介護休暇などの制度の周知や情報提供を行い、女性職員のみならず男性職員の取得を促進する。

(対策)

令和4年4月～ パンフレットの掲示や社内メールを通じて、職員に制度内容をわかりやすく周知する。